

事業所内での公正採用への取組のお願い

～差別のない明るい職場をつくりましょう～

1

公正採用選考人権啓発推進員を選任

- ・常時使用の従業員数が10人以上の事業所
- ・常時使用の従業員数が10人未満で、就職差別事件又はこれに類する事象を起こした事業所では必ず推進員を選んでください。



2

公正採用選考人権啓発推進員を報告

推進員を新たに選んだ場合又は変更された場合は、事業所を管轄する公共職業安定所長に報告してください。



3

公正採用選考人権啓発推進員研修会を受講(毎年度1回)

年3回・県内3か所で鳥取県・鳥取労働局が行う研修会を受けてください。



4

事業所内で人権・同和問題研修を実施(毎年度1回)

講演会・座談会・懇談会・討論会・動画・映画等による研修を行ってください。



5

人権・同和問題研修実施状況を報告(毎年4月10日まで)

事業所内でどのような研修を行ったかを、鳥取県へ報告してください。

